



2013年2月号

YELL・Spirits エール・スピリッツ



Contents

発行：社会保険労務士法人エール
 〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町 1018 エールビル 1F
 TEL 045-549-1071 FAX 045-549-1072
 Email：info@sr-yell.com



- 代表より ●執筆記事のご案内 ●無期労働契約へ転換となる場合のクーリングの考え方 ●雇用促進税制拡大
- 雪かきと労災 ●年金額 ●労働条件明示事項の追加 ●労務相談室 ●企業PRコーナー ●スタッフコラム

鎌倉です。永遠のテーマである残業削減と業務効率化の問題。弊社も、ともすると恒常的な残業に陥りがちです。（仕事柄、メンバーには自律的な働き方を求めますが、一人一人が職人でもあり、労働集約型の仕事です。）

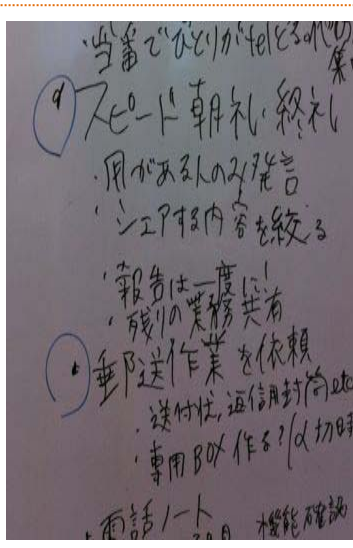
しかし、恒常的な長時間労働は、人材育成やイノベーションを生み出したり、あるいはモチベーションアップや健康などの様々な面で問題を生じるものになります。このスピード時代に自分の時間をもてないことは、自己研鑽の時間を減らし、じわじわボディーブローのように効いて変革を遅らせ、結局は企業体力を落としかねません。また、共働きがスタンダードになった今、家庭生活と仕事のバランスを欠くとせっかくの人財を失うことにもつながります。「時間ありき」の

働き方ではいずれ行き詰ります。小手先の対応策だけでなく、どうしたらその根本的解決につながるか？仕事の質・生産性を上げて良い仕事をしていくためにはどのような工夫が必要になるか？全体最適を目指した取り組みは？

エールでも先日、全員にアイデアを考えてきてもらい、各自だしてもらって、壁中のホワイトボードに、どんどん書いていき、皆で取り組むべきことを明らかにしました。

削ることのできない大切にしたい部分と、やらなくてよい仕事の洗い出しなど。社員1人1人が自分の最大のアウトプットを時間内で出すことを考える。

全員で意識改革をはかり、継続して取り組み、生み出した時間で新たなことにチャレンジしたいと考えています！



終了時間になると
ンパが自動お掃除！

きぎず

毎月も滞納するとお分の給料相当額になり、心得ておくべきでしょう。

経営者を理由に、務所（現在の年金事務所）の提出、社会保険の脱退、社会保険の脱退（提出）を受理、リースもありました、経営者や社会保険

（社会保険労務士法人エール代表、特定社会保険労務士 鎌倉珠美氏）

（隔週金曜日）に掲載

知らないでは済まされない「社会保険未加入問題対策」問題の背景と元請・下請企業

講師 社会保険労務士法人エール 社会保険労務士 鎌倉珠美氏

弊社鎌倉が建設業の社会保険未加入問題対策について静岡県の建設業団体様にて講師をさせて頂きました。参加された経営者様、熱心に聞いて頂き相談会にもご参加頂きました【執筆記事のお知らせ】

弊社代表の鎌倉と土崎が建通新聞 一面で「知らないでは済まされない建設業の社会保険未加入対策」を連載執筆しています。関心をお持ちの方に執筆記事を送付しています。

無期労働契約へ転換となる場合のクーリングの考え方

平成 25 年 4 月より改正労働契約法が施行され、パート従業員の労働契約を反復更新し、その期間が通算して 5 年を超えた場合に、その従業員が申込を行うと無期労働契約に転換されることになります。

今回はその中で重要なクーリングの考え方について解説します。

◆クーリング◆

有期労働契約と有期労働契約の間に、空白期間(同一使用者の下で働いていない期間)が6か月以上あるときは、その空白期間より前の有期労働契約は5年のカウントに含めないこととされています



年に数回、繁忙期のみ仕事をしてもらっているパート従業員の場合はどうなるのか。

短期間の場合は扱いが異なります。6ヶ月ではなく、下表の空白期間が必要となります。

カウントの対象となる労働契約期間	空白期間
2ヶ月以下	1ヶ月以上
2ヶ月超～4ヶ月以下	2ヶ月以上
4ヶ月超～6ヶ月以下	3ヶ月以上
6ヶ月超～8ヶ月以下	4ヶ月以上
8ヶ月超～10ヶ月以下	5ヶ月以上
10ヶ月超	6ヶ月以上

解説

つまり、2ヶ月の労働契約期間の後に1ヶ月以上の空白期間があれば、前後の労働契約期間は通算されず、毎回リセットされることになります。

では、時々2週間程度の空白期間で労働契約を結ぶことがある場合には、どのように労働契約期間を計算するのでしょうか。この場合、暦を用いて計算することになります。例えば労働契約期間が1月21日から3月31日(2ヶ月と11日)と4月16日から4月30日(15日)の場合、両方を合算し、2ヶ月26日になります。したがって5月1日から2ヶ月の空白期間があった場合にはクーリングとなります。

【ワンポイントアドバイス】

- ①無期労働契約への転換は、労働者が申込みを行った場合にできるものである。
- ②無期労働契約への転換は、一定の労働契約がない空白期間を設けることで、それ以前の労働契約期間を5年の中にも含めないという取扱いになる



雇用促進税制が拡大されます

1月24日に平成25年度税制改正大綱案が出されました。これによると、雇用者の数が増加した場合の法人税額の特例控除制度(雇用促進税制)について、**雇用増1人当たり20万円の制度が、40万円に引き上げられる**予定です。

解説！ 雇用促進税制(現行)とは？

平成23年4月1日から平成26年3月31日までの期間内に始まるいずれかの事業年度(以下「適用年度」といいます。)において、

- 雇用者増加数が5人以上(中小企業の場合は2人以上)
- 一定の方法で算定した雇用増加割合*1が10%以上 等

の要件を満たす企業は、雇用増加数1人当たり20万円の税額控除*2が受けられます。

*1 雇用増加割合 = 適用年度の雇用者増加数 ÷ 前事業年度末日の雇用者総数

*2 当期の法人税額の10%(中小企業は20%)が限度になります

ここが40万円に引き上げられる予定です！

その他、国内雇用者の給与を前年対比5%以上増やして支給した場合に、給与増加額の10%(法人税額の20%が限度)が税額控除される制度も、4/1以降開始事業年度から適用される予定です。改正法が成立しましたら詳細をご案内しますので、注目してください！

◆ 雪かきと労災 ◆

今年の成人式は大雪でしたね。エールでも朝、みんなで雪かきをしました。

雪が積もると厄介なのが除雪。

雪で転んだ、ケガをしたというご相談もエールに多く寄せられました。

除雪作業中にケガをしたら労災になるのでしょうか？

店舗の前の除雪中にケガをした場合は？

雪の朝、いつもより早めに出社し、店舗前の駐車場の除雪作業中に滑って転倒し、ヒザを痛め病院へ・・・。

本来の業務は飲食店の調理。雪が積もっていたので、店の駐車場の除雪をしていた、それは業務でしょうか？

業務災害かどうかを考えると、やっていた業務が本来すべき業務であつたかどうかは問われません。事業主の支配・管理下で業務をしていれば、調理でも除雪でも業務です。

この場合、雪かきは業務災害として労災保険が使えます。

労災事故・通勤災害は慌てずに。エールにお電話ください。状況を伺い書類をサポートします。



山田(青森八戸出身)は
雪かきは得意です！

平成25年4月から9月までの年金額は平成24年度と同額

1月25日、総務省から「平成24年平均の全国消費者物価指数」（生鮮食品を含む総合指数）の対前年比変動率が0.0%となった旨発表されました。この結果、平成25年4月から9月までの年金額については、改定は行われないうこととなり、平成24年度と同じ額となります。

《平成25年4月から9月までの年金額の例》

	平成24年度	平成25年度
国民年金 [老齢基礎年金(満額):1人分]	65,541円/月	65,541円/月
厚生年金* [夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額]	230,940円/月	230,940円/月

*厚生年金は、夫が平均的収入(平均標準報酬36.0万円)で40年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった世帯が年金を受け取り始める場合の給付水準

《平成25年10月から平成27年度までの年金額》

去年11月に法律が改正され、平成25年10月から平成27年度までの3年間は、年金額が引きさがることが決まっています。平成25年10月以降(12月支払い分以降)の年金額は、4月から9月までの額から1.0%引き下がることとなります。(解消のスケジュールは、H25.10.▲1.0%、H26.4.▲1.0%、H27.4.▲0.5%)

平成25年度の国民年金保険料

平成25年度の国民年金保険料額は、15,040円(月額)となります。(平成24年度から60円の引上げ)

法改正により追加された労働条件明示事項

労使間で労働契約を締結する際には、労働条件を明示しなければならないとされていますが、労働基準法施行規則の一部が改正され、平成25年4月より、この明示事項が追加されることになっています。

《今回の改正により追加される事項》

今回の改正は有期労働契約の終了に際してのトラブルを防止することを目的としており、有期労働契約を締結し契約期間の満了後に契約を更新する場合には、更新する場合の基準を書面で明示しなければなりません。既に対応している企業も多いとは思いますが、実際の労働条件通知書等を確認の上、明示事項に漏れがないかを確認しておきましょう。

改正高齢法への対応を今のうちに！



平成25年4月1日より改正高齢者雇用安定法が施行されます。

この改正の目的は、「急速に高齢化が進む中で、高齢者が少なくとも年金受給開始年齢まで働ける環境を整備する」ためです。4月から厚生年金(報酬比例部分)の支給開始年齢が段階的に引き上げられることに伴い、年金が支給されるまで無収入になるのを防ぐための改正です。**再雇用する人を選別する基準を設けるには法改正前の3月末までの対応が必要です。**顧問先企業様には、今月号エールスピリッツ別冊にて詳細を説明しています！



【今月のテーマ】

公共交通機関が遅れ、従業員が遅刻した場合の賃金の取扱い



当社では多くの従業員が電車やバスなどの公共交通機関で通勤しており、いままで10分程度の遅刻については、電車が遅れることもあるからと大目に見ていました。しかし、従業員の中に遅刻常習犯がおり、何度も注意しても改善されないため困っています。



そうでしたか。それは職場規律を保つためにも放置できない問題ですね。

はい。ほとんどの従業員は、余裕をもって始業時刻前に出勤していますので、何か対策を打ちたいと考えています。



そもそも従業員は所定労働時間、つまり始業時刻から終業時刻までの間(休憩時間を除く)に労務の提供を行い、その対価として賃金の支払いを受けることができます。そのため、今回のように遅刻して労務の提供ができていない時間分については、賃金の支払いを受けられないとする取扱いが原則となります。

ノーワーク・ノーペイの原則のことですね。しかし、電車の遅延によって遅刻した場合に賃金を控除することは、構わないのでしょうか？



電車を使う場合、突然の事故はもちろん、台風や積雪といった自然災害により、電車が遅れることがあるわけですが、法令上、その時間分について賃金を控除することは基本的に問題ありません。ただし、従業員に落ち度がない場合について救済措置を設ける企業もあります。具体的には、公共交通機関が発行する遅延理由証明書を出せば、賃金を控除しないなどの取扱いが考えられます。

なるほど。寝坊など本人の理由により遅刻した場合は賃金を控除し、公共交通機関の遅延により遅刻した場合には救済措置を設けておくことは、社員にとっても納得できますね。



そうですね。ただし、今までこのようなルールを設けておらず、いきなり賃金を控除すると、従業員から反発が起こることが考えられます。まずは、しっかり説明した上で導入することが求められます。就業規則にもそのルールを明記する必要があります。

【ワンポイントアドバイス】

- ①公共交通機関の遅延により従業員が遅刻した場合、その時間分について賃金を支払わないことはノーワーク・ノーペイの原則から法的な問題はない。規程に定めておく。
- ②救済措置を設ける場合、遅延理由証明書の提出などその取扱いを就業規則に定めておく。



企業 PR コーナー

貴社の製品、サービスなど企業PRを掲載します。ご希望がございましたら田中までご連絡下さい。

株式会社 東海サービスセンター 横浜支社

株式会社東海サービスセンター横浜支社は、
家電の移設工事から電気工事・空調メンテナンスまで
自社ネットワークでお客様のご要望に幅広くお応えします。

**これから引越しシーズン！！
エアコンをはじめとする、家電の移設工事はぜひお任せください！**

横浜市神奈川区菅田町 1758 渡邊ビル 3F

TEL.045-470-7911

FAX.045-470-7919

<http://www.tokai-service.com/yokohama/index.html>

お気軽に
お電話ください

- サービス内容の一部ご紹介 -

- ・引越に伴う家電移設工事
- ・全国統一の工事・サービス
- ・各種電気工事
- ・家電製品の取付、取外

エアコン : 一般家庭用・事務所店舗用
水廻り : 食器洗い乾燥機・洗濯機・
シャワートイレ便座・他
アンテナ : TV アンテナ・BS/CS アンテナ・
液晶プラズマテレビ・ホームシアター・
AV 配線・パソコン周辺機器配線・他
その他 : 照明器具・コンセント交換・延長・増設

私たちは電気のプロフェッショナルです。
株式会社 東海サービスセンター

お客様の笑顔が私達
の目的です。

スタッフコラム



今月のコラムは、
鈴木が担当します

ネットワークやパソコンなど社内のインフラ整備の業務を担当していることもあり、日頃から新しいソフトなどで業務に役立つものはないかと心がけているのですが、最近では、WINDOWS 8 が発売され、ノートパソコンでもスマートフォンのようにタッチパネルで操作ができるようになり、目的に応じて使えたら便利になるのでは？と考えています。

これまでのタブレット端末の方が軽くて持ち運びやすいという面もありますが、個人的には、ノートパソコンの方がタッチパネルも使えて、かつ、キーボード付きで入力可能なものもあるようなので、今はそれが一番便利かなと思っています。費用がそれなりにかかるため、衝動買いはできませんが、今欲しいものは？と聞かれると、真っ先に挙げたいもののひとつです。

エールでもお客様のところに新規で訪問する際、便利だということで最近タブレット端末を購入しました。外出先で、その場で画面が確認でき、お客様にもすぐサービスを提供できるようにしたいという声も多く、いずれはエールでも担当者が訪問したときに対応できる方向で考えています。その際には、ご要望に応えるべく、対応させていただきますので、何なりとご質問ください。